

# リンナイ化学物質管理指針

## 第 4.6 版

2024 年 6 月 24 日発行

リンナイ株式会社



**Rinnai**

## リンナイ化学物質管理指針 目次

1. 目的 .....	3
2. 用語の定義 .....	3
3. 環境管理物質 .....	4
4. 使用禁止物質の除外用途 .....	6
4.1. RoHS 指令(附属書 III)に基づく除外用途 .....	6
4.2. その他の除外用途 .....	13
5. 含有情報の管理と報告 .....	15
6. 参照法規制 .....	18
改訂履歴 .....	19

本指針の関連文書はリンナイの WEB サイトで公開する。

URL: [https://www.rinnai.co.jp/corp/green\\_procurement/](https://www.rinnai.co.jp/corp/green_procurement/)

## 1. 目的

リンナイ化学物質管理指針は、環境や健康への影響から法規制等で制限された化学物質を取引先様に開示し、リンナイグループ(以下「リンナイ」)が出荷する製品の法令順守を目的とする。

本指針の化学物質とは、納入品に含まれる、又は納入品から発生する物質(以下「含有物質」)を対象とする。

本指針は、リンナイグリーン調達基準書(以下「E-調達基準書」)の附属書である。

## 2. 用語の定義

用語	定義
環境管理物質	リンナイが管理対象とする化学物質で、使用禁止物質、又は使用管理物質に区分する。
使用禁止物質	納入品に対して、基準値を超えて含有、及び発生を禁止する物質。ただし、本指針、又は法規制で定める除外用途に該当する場合を除く。
使用管理物質	納入品に対して、含有量を把握する物質。
基準値	納入品に含有、又は納入品から発生する環境管理物質の濃度に対する最大許容値。
濃度	均質材料に含まれる単一の環境管理物質の割合。
均質材料	機械的に異なる材料に分解できない材料。
意図的使用	納入品、又はその構成部材に、製造等において必要があつて用いること。
JAMP(ジャンプ)	アーティクルマネジメント推進協議会の略称。
chemSHERPA (ケムシエルパ)	経済産業省が策定した製品含有化学物質情報の伝達帳票。 JAMP が管理。

### 3. 環境管理物質

使用禁止物質:

番号	物質群名	略称	基準値	除外 <sup>1</sup>	
1	カドミウム及びその化合物	-	カドミウムとして 100ppm 以下 *電池: 電池重量に対して 20ppm 以下	*包装材: 包装材重量 に対して重金属 (カドミウム、 六価クロム、鉛、水銀) の合計量 100ppm 以下	有
2	六価クロム化合物	-	六価クロムとして 1000ppm 以下		有
3	鉛及びその化合物	-	鉛として 1000ppm 以下		有
4	水銀及びその化合物	-	水銀として 1000ppm 以下 *電池: 電池重量に対して 5ppm 以下		有
5	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	TBTO	意図的使用禁止	-	
6	三置換有機スズ化合物(TBTOを含む)	-	スズとして 1000ppm 以下	-	
7	ジブチルスズ化合物	DBT	スズとして 1000ppm 以下	-	
8	ジオクチルスズ化合物	DOT	スズとして 1000ppm 以下	有	
9	短鎖塩素化パラフィン類	SCCPs	意図的使用禁止、非意図的の場合 1500ppm 以下	-	
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上)	PCN	意図的使用禁止	-	
11	ポリ塩化ビフェニル類	PCB	意図的使用禁止	-	
12	ポリ塩化ターフェニル類	PCTs	意図的使用禁止、非意図的の場合 50ppm 以下	-	
13	ポリブロモビフェニル類	PBB	意図的使用禁止、非意図的の場合 1000ppm 以下	-	
14	ポリブロモジフェニルエーテル類	PBDE	意図的使用禁止、非意図的の場合 500ppm 以下	-	
15	ホルムアルデヒド	-	0.005mg/m <sup>2</sup> ・h 未満 (JIS/JAS エフ・フォースター等級相当)	有	
16	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩	PFOS	意図的使用禁止、非意図的の場合 1000ppm 以下 *布地・表面処理: 1µg/m <sup>2</sup> 以下	-	
17	アスベスト類	-	意図的使用禁止	-	
18	芳香族アミンを形成するアゾ染料・顔料	AZO	意図的使用禁止、非意図的の場合 芳香族アミンとして 30ppm 以下	有	
19	オゾン層破壊物質	-	意図的使用禁止	-	
20	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	-	意図的使用禁止	-	
21	ジメチルフマレート	DMF	0.1ppm 以下	-	
22	多環芳香族炭化水素類	PAH	1ppm 以下	有	
23	ヘキサブロモシクロデカン類	HBCDD	意図的使用禁止、非意図的の場合 100ppm 以下	-	
24	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	DEHP	フタル酸エステル 4 種の合計量 1000ppm 以下	有	
25	フタル酸ブチルベンジル	BBP	フタル酸エステル 4 種の合計量 1000ppm 以下	有	
26	フタル酸ジブチル	DBP	フタル酸エステル 4 種の合計量 1000ppm 以下	有	
27	フタル酸ジイソブチル	DIBP	フタル酸エステル 4 種の合計量 1000ppm 以下	有	
28	塩化リン酸エステル系難燃剤	-	1000ppm 以下	-	
29	ハイドロフルオロカーボン類	HFC	意図的使用禁止	有	
30	ペルフルオロオクタンスルホン酸、その塩及び関連物質	PFOA	意図的使用禁止、非意図的の場合 PFOA(その塩を含む): 25ppb 以下 1 つ又は複数の PFOA 関連物質の 組合せ: 1000ppb 以下	-	
31	ペンタクロロチオフェノール	PCTP	10000ppm 以下	有	
32	C9-C14 ペルフルオロカルボン酸、その塩及び関連物質	PFCA	C9-C14PFCA(塩を含む)場合、25ppb 未満 一つ又は複数の PFCA 関連物質の 組合せ 260ppb 未満	有	
33	ペルフルオロヘキサンスルホン酸、その塩及び関連物質	PFHxS	意図的使用禁止、非意図的の場合 PFHxS(その塩を含む): 25ppb 以下 1 つ又は複数の PFHxS 関連物質の 組合せ: 1000ppb 以下	-	
34	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)	PIP(3:1)	意図的使用禁止	有	

<sup>1</sup> 除外用途の有無。4 項「使用禁止物質の除外用途」を参照。

番号	物質群名	略称	基準値	除外 <sup>2</sup>
35	デクロランプラス	DP	意図的使用禁止	有
36	UV-328	-	意図的使用禁止	有

使用管理物質： chemSHERPA 管理対象物質

<sup>2</sup> 除外用途の有無。4 項「使用禁止物質の除外用途」を参照。

#### 4. 使用禁止物質の除外用途<sup>3</sup>

##### 4.1. RoHS 指令(附属書 III)に基づく除外用途

リンナイに対する納入期限は法規制で定める期限の6ヶ月前とする。

RoHS 指令で定める電気電子機器のカテゴリーと、対応するリンナイの製品は以下の通り。

番号	カテゴリー	リンナイの製品例
1	大型家庭用電気製品	ハイブリッド給湯・暖房システム ガス給湯器 ビルトインガスコンロ ガステーブル 食器洗い乾燥機 オーブン ガスファンヒーター ガス FF 暖房機 ガス暖炉 浴室暖房乾燥機 ガス衣類乾燥機
2	小型家庭用電気製品	-
3	IT、通信機器	-
4	民生用機器	浴室テレビ
5	照明機器	-
6	電気電子工具	-
7	玩具、レジャー、スポーツ用品	-
8	医療機器	-
9	監視、制御機器	-
10	自動販売機	-
11	上記カテゴリー以外のその他の電気電子機器	その他の製品

<sup>3</sup> リンナイと関連性の高い除外用途は関連文書を参照。  
URL: [https://www.rinnai.co.jp/corp/green\\_procurement/](https://www.rinnai.co.jp/corp/green_procurement/)

除外用途番号	除外用途	適用範囲	期限
1(a)	一般照明用途 30W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 2.5mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
1(b)	一般照明用途 30W 以上 50W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 3.5mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
1(c)	一般照明用途 50W 以上 150W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 5mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
1(d)	一般照明用途 150W 以上/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 15mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
1(e)	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径 17mm 以下/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 5mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
1(f)-I	主に紫外線スペクトルの光を放射するように設計された電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 5mg を超えない	-	2027 年 2 月 24 日
1(f)-II	特殊用途用/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 5mg を超えない	-	2025 年 2 月 24 日
1(g)	20000 時間以上の寿命を有する一般照明用途 30W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 3.5mg を超えない	-	2023 年 8 月 24 日
2(a)(1)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 9mm 未満(例 T2)/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 4mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
2(a)(2)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 9mm 以上 17mm 以下(例 T5)/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3mg を超えない	-	2023 年 8 月 24 日
2(a)(3)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 17mm 超 28mm 以下(例 T8)/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3.5mg を超えない	-	2023 年 8 月 24 日
2(a)(4)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径 28mm 超(例 T12)/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3.5mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
2(a)(5)	3 波長形蛍光体を使用した長寿命(25000 時間以上)のランプ/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 5mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
2(b)(3)	直管蛍光灯ランプ以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプ径 17mm 超(例 T9)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 10mg を超えない	-	1 ランプ当たり 10mg を超えない: 2023 年 2 月 24 日以降 2025 年 2 月 24 日まで
2(b)(4)-I	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導灯)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	-	審議中
2(b)(4)-II	その他の蛍光灯(主に紫外スペクトル光を放射するランプ)であってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	-	2027 年 2 月 24 日
2(b)(4)-III	その他の蛍光灯(非常用ランプ)であってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	-	2027 年 2 月 24 日
3(a)	2022 年 2 月 24 日より前に上市された短尺ランプ(500mm 以下)/特殊用途の冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプ(CCFL 及び EEFL)であって、ランプ当たりの水銀含有量が 3.5mg を超えない	-	2025 年 2 月 24 日
3(b)	2022 年 2 月 24 日より前に上市された中尺ランプ(500mm 超 1500mm 以下)/特殊用途の冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプ(CCFL 及び EEFL)であって、ランプ当たりの水銀含有量が 5mg を超えない	-	2025 年 2 月 24 日
3(c)	2022 年 2 月 24 日より前に上市された長尺ランプ(1500mm 超)/特殊用途の冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプ(CCFL 及び EEFL)であって、ランプ当たりの水銀含有量が 13mg を超えない	-	2025 年 2 月 24 日
4(a)	その他の低圧放電管ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
4(a)-I	ランプの分光出力の主要範囲が紫外線であることが要求される用途のための低圧非蛍光体コーティング放電管ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	-	2027 年 2 月 24 日
4(b)	P(ランプ電力) ≤ 105W/平均演色評価数が 80 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 16mg を超えない	-	2027 年 2 月 24 日
4(b)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 30mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
4(b)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 40mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日

除外用途番号	除外用途	適用範囲	期限
4(b)-III	405W < P(ランプ電力)/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 40mg を超えない	-	2023 年 2 月 24 日
4(c)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 20mg を超えない	-	2027 年 2 月 24 日
4(c)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 25mg を超えない	-	2027 年 2 月 24 日
4(c)-III	P(ランプ電力) > 405W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 25mg を超えない	-	2027 年 2 月 24 日
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	-	2027 年 2 月 24 日
4(f)-I	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	-	審議中
4(f)-II	2000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要な プロジェクタに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	-	2027 年 2 月 24 日
4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中水銀	-	2027 年 2 月 24 日
4(f)-IV	UV スペクトラム で発光するランプ中の水銀	-	2027 年 2 月 24 日
5(a)	CRT(ブラウン管、冷極線管)のガラスに含まれる鉛	カテゴリ 1-11	2024 年 7 月 21 日
5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が 0.2wt%を超えないもの	カテゴリ 1-11	審議中
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる 0.35 wt%までの鉛	カテゴリ-8、9(体外診断用機器、産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021 年 7 月 21 日 2023 年 7 月 21 日 2024 年 7 月 21 日
6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比 0.2%まで含まれる鉛	カテゴリ-1~7、10	2021 年 7 月 21 日
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 wt%までの鉛	カテゴリ-8、9(体外診断用機器、産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021 年 7 月 21 日 2023 年 7 月 21 日 2024 年 7 月 21 日
6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	カテゴリ-1~7、10	2021 年 7 月 21 日
6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	カテゴリ-1~7、10	2021 年 5 月 18 日
6(c)	鉛含有量が 4wt%以下の銅合金	カテゴリ-1~7、10/カテゴリ-8、9(体外診断用機器、産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021 年 7 月 21 日 2023 年 7 月 21 日 2024 年 7 月 21 日
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金)	カテゴリ-1~7、10(24 番の用途を除く)/カテゴリ-8、9(体外診断用機器、産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021 年 7 月 21 日 2023 年 7 月 21 日 2024 年 7 月 21 日
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切り替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛	カテゴリ 1-7,10	2016 年 7 月 21 日
7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	カテゴリ-1~7、10(34 番の用途を除く)/カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021 年 7 月 21 日 2023 年 7 月 21 日 2024 年 7 月 21 日
7(c)-II	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	7(c)-I 及び 7(c)-IV の対象範囲には適用しない/カテゴリ-1~7、10/カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く)	2021 年 7 月 21 日

除外用途番号	除外用途	適用範囲	期限
		カテゴリ-8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2024年7月21日
7(c)-III	定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2013年1月1日より前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可	2013年1月1日
7(c)-IV	集積回路、ディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛(PZT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	カテゴリ-1~7、10/カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く)	2021年7月21日
		カテゴリ-8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2024年7月21日
8(a)	一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	2012年1月1日より前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可	2012年1月1日
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く)	2021年7月21日
		カテゴリ-8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2024年7月21日
8(b)-I	次の電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカー ・熱感知制御 ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・直流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または直流 125V 以上で定格電流 12A 以上の直流スイッチ ・定格電力が交流 18V 以上で定格電流 20A 以上の交流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ	カテゴリ-1~7、10	2021年7月21日
9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる 0.75wt%以下の六価クロム	カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く)	2021年7月21日
		カテゴリ-8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2024年7月21日
9(b)	暖房加熱、換気、空調及び冷凍冷却(HVACR)用途の冷媒含有コンプレッサーに用いるベアリングシェル及びブッシュ中の鉛	カテゴリ-8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2024年7月21日
		上記以外のカテゴリ-8、9	2021年7月21日
9(b)-I	暖房加熱、換気、空調及び冷凍冷却(HVACR)用途の定格電力 9kW 以下の冷媒含有密閉式スクロールコンプレッサーに用いるベアリングシェル及びブッシュ中の鉛	カテゴリ-1	2019年7月21日
11(a)	2010年9月24日以前に上市された電気電子機器のスベアパーツとしての C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	2010年9月24日以前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可	2010年9月24日
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	2013年1月1日より前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可	2013年1月1日
12	熱伝導モジュール C リングのコーティング材に含まれる鉛	2010年9月24日以前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可	2010年9月24日
13(a)	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	カテゴリ-8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2024年7月21日
		上記以外のカテゴリ	2021年7月21日
13(b)	フィルターガラスおよび反射標準に用いられるガラス中の鉛とカドミウム	カテゴリ-8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2024年7月21日
		上記以外のカテゴリ-8、9	2021年7月21日
13(b)-I	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛	カテゴリ-1~7、10	2021年7月21日
13(b)-II	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本附属書の表示記号 39 に該当する用途は除く	カテゴリ-1~7、10	2021年7月21日
13(b)-III	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	カテゴリ-1~7、10	2021年7月21日
14	マイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合用に用いる2種類超の元素で構成されるハンダに含まれる鉛で、その含有が 80wt%超かつ 85wt%未満のもの	2011年1月1日より前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可	2011年1月1日

除外用途番号	除外用途	適用範囲	期限
15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021年7月21日 2023年7月21日 2024年7月21日
15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛: ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm <sup>2</sup> 以上 ・300mm <sup>2</sup> 以上のダイ、または 300mm <sup>2</sup> 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	カテゴリ-1~7、10	2021年7月21日
16	ケイ酸塩がコーティングされたバルブを有する直管白熱球の鉛	-	2013年9月1日
17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の、放射媒体としてのハロゲン化鉛	-	2024年7月21日
18(a)	SMS((Sr,Ba) <sub>2</sub> MgSi <sub>2</sub> O <sub>7</sub> :Pb)等の蛍光体を含む、シアソ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の付活剤としての鉛(重量比1%以下の鉛)	-	2011年1月1日
18(b)	BSP (BaSi <sub>2</sub> O <sub>5</sub> :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	カテゴリ-1~7、10/カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021年7月21日 2023年7月21日 2024年7月21日
18(b)-I	医療用光療法機器に使用される場合の BSP (BaSi <sub>2</sub> O <sub>5</sub> :Pb) 等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	カテゴリ-5、8(附属書 IV 34 番の用途を除く)	2021年7月21日
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg および PblnSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	-	2011年6月1日
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板を接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	-	2011年6月1日
21	ホウケイ酸ガラスやソーダライムガラス等へのエナメル用途のための印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム	カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021年7月21日 2023年7月21日 2024年7月21日
21(a)	ディスプレイおよび EEE のコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される、フィルタ機能を提供する色プリントガラスに使用される際のカドミウム	カテゴリ-1~7、10(21(b)又は39番の用途を除く)	2021年7月21日
21(b)	ホウケイ酸ガラスおよびソーダライムガラスのようなガラス上へのエナメル用途のための印刷用インクに含まれるカドミウム	カテゴリ-1~7、10(21(a)又は39番の用途を除く)	2021年7月21日
21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル加工に用いられる印刷インク中の鉛	カテゴリ-1~7、10	2021年7月21日
23	0.65nm ピッチ以下の NiFe リードフレームコネクタ以外の微細ピッチコンポーネント用仕上剤の鉛。0.65nm ピッチ以下で銅フレームコネクタ以外の微細ピッチコンポーネント用仕上剤の鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可	2010年9月24日
24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	カテゴリ-1~7、10/カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021年7月21日 2023年7月21日 2024年7月21日
25	構造要素に用いられる表面伝導電子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛。特に、シールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	カテゴリ-1~11	2024年7月21日
26	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス管体に含まれる酸化鉛	-	2011年6月1日
29	欧州理事会指令 69/493/EEC の附属書 I(カテゴリ-1、2、3、4)で定義されるクリスタルガラスに含まれる鉛	カテゴリ-1~7、10/カテゴリ-8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く) カテゴリ-8(体外診断用機器) カテゴリ-9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ-11	2021年7月21日 2023年7月21日 2024年7月21日

除外用途番号	除外用途	適用範囲	期限
30	音圧レベル 100dB(A)以上の高耐久スピーカーの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金	-	2024年7月21日
31	水銀を含有しない薄型蛍光灯(たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛	-	2024年7月21日
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	カテゴリ1~7、10/カテゴリ8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く)	2021年7月21日
		カテゴリ8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ11	2024年7月21日
33	電力変圧器用の直径 100ミクロン以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛	カテゴリ1~11	2024年7月21日
34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	カテゴリ1~7、10/カテゴリ8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く)	2021年7月21日
		カテゴリ8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ11	2024年7月21日
37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	カテゴリ1~7、10/カテゴリ8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く)	2021年7月21日
		カテゴリ8(体外診断用機器)	2023年7月21日
		カテゴリ9(産業用監視・制御機器)/カテゴリ11	2024年7月21日
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペー スト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	-	2024年7月21日
39	イルミネーションまたはディスプレイ・システム用途の色変換 II-VI 族化合物半導体 LED(発光領域 mm <sup>2</sup> あたりのカドミウム <10μg)に含まれるカドミウム	-	2014年7月1日
39(a)	ディスプレイ照明用途について、ダウンシフトカドミウムベース半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーン 1mm <sup>2</sup> 当たり 0.2μg 未満のカドミウム)	-	審議中
40	業務用オーディオ機器に使用されるアナログオプトラ用フォトレジスタ中のカドミウム	-	2013年12月31日
41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会および理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1, SH:2, SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	カテゴリ1~7、10、11	2022年3月31日
		カテゴリ8(体外診断用機器を除く)/カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く)	2021年7月21日
		カテゴリ8(体外診断用機器)	2023年7月21日
42	公道向けプロフェッショナル用機器に適用される、ディーゼルまたは気体燃料駆動内燃エンジンのベアリングおよびプッシュ(内筒)中の鉛 - エンジン総排気量が 15 リッター以上のもの;または - エンジン総排気量が 15 リッター未満であって、かつそのエンジンが、スタート信号が出てから全負荷状態まで 10 秒未満であることが要求される用途に合わせて設計されている;または、定期メンテナンスが、典型的には、例えば鉱山、建設現場及び農業用途のような、過酷で汚い野外環境下で行われるもの	カテゴリ11(6(c)番の用途を除く)	2024年7月21日
		カテゴリ9(産業用監視・制御機器)	2024年7月21日
43	消費者専用設計されていないエンジンシステムのゴム構成部品中のビス(2-エチルヘキシル)フタレート(DEHP)で、可塑化された材料がヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚に長時間接触しないもので、その濃度が下記を超えないもの: (a)下記のラバーで重量比 30%: (i) ガasketコーティング (ii) 硬質(solid)ゴムガasket (iii) 正しく作動するため電氣的、機械的または流体エネルギーを使用する少なくとも3つの構成部品からなり、かつエンジンに取り付けられているアセンブリに含まれるゴム構成部品 (b) ポイント(a)で言及されていないゴム含有構成部品中の重量比 10% 本エントリーでは、「ヒトの皮膚への長時間接触(Prolonged contact with human skin)」とは、皮膚接触が連続して 10 分以上/日、または断続的に 30 分以上/日であることを意味する	カテゴリ11	2024年7月21日
44	運転中は定位置に設置して使用する、業務用に設計され、また非業務用にも使用される燃焼エンジン(欧州議会および理事会規則(EU) 2016/1628 の範囲内)のセンサー、アクチュエータおよびエンジン制御システムのはんだ中の鉛	カテゴリ11	2024年7月21日

除外用途番号	除外用途	適用範囲	期限
45	民間工事(専門家)用爆発物における電気電子式起爆剤用途のアジ化鉛(Ⅱ)、ステフニン酸鉛、ピクリン酸鉛、オレンジ鉛(四三酸化鉛)、二酸化鉛、および民間工事(専門家)用の爆発物における電気式起爆剤中の長時間火工剤延時薬(pyrotechnic delay charges)用途のクロム酸バリウム	カテゴリー11	2026年4月20日

## 4.2. その他の除外用途

### 4.2.1. ジオクチルスズ化合物(DOT)(8)

除外用途
下記以外の用途 肌との接触が意図される織物成形品、手袋、肌との接触が意図される履物またはその一部、壁および床の被覆材、育児用品、女性用衛生用品、おむつ、2液室温硬化型押しキット(RTV-2型押しキット)

### 4.2.2. ホルムアルデヒド(15)

除外用途
下記以外の用途 1. 建築材料: 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材(LVL)、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材 2. 建築材料(施工時に塗布されるもの): 塗料、仕上塗材、接着剤

### 4.2.3. 芳香族アミンを形成するアゾ染料・顔料(AZO)(18)

除外用途
布製品、革製品など人の皮膚に直接かつ長時間接触するもの以外に含まれる芳香族アミンを形成するアゾ染料・顔料

### 4.2.4. 多環芳香族炭化水素類(PAH)(22)

除外用途
皮膚や口腔に繰り返し接触するゴム、プラスチック以外に含まれる PAH

### 4.2.5. フタル酸エステル類(24、25、26、27)

除外用途
2018年7月以前にリンナイで開発された部品に含まれるフタル酸エステル類
RoHS 指令対象製品に含まれる、単一の物質の含有量が 1000ppm 以下のフタル酸エステル類

### 4.2.6. ハイドロフルオロカーボン類(HFC)(29)

除外用途
給湯・空調機器に含まれる HFC

### 4.2.7. ペンタクロロチオフェノール(PCTP)(31)

除外用途
リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる PCTP

### 4.2.8. C9-C14 ペルフルオロカルボン酸、その塩及び関連物質(PFCA)(32)

除外用途
リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる PFCA

### 4.2.9. リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))(34)

除外用途
リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる PIP(3:1)

#### 4.2.10. デクロランプラス (DP) (35)

除外用途
------

リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれるデクロランプラス ※化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定後はこの除外用途は無効となります。
---------------------------------------------------------------------------------------

#### 4.2.11. UV-328 (36)

除外用途
------

リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる UV-328 ※化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定後はこの除外用途は無効となります。
--------------------------------------------------------------------------------------

## 5. 含有情報の管理と報告

### 5.1. 含有情報の管理

取引先様は、リンナイの支給部材を除き、納入品の含有物質に関する情報（以下「含有情報」）を適切に管理する。

含有情報は、JAMP が定める chemSHERPA に従って管理する。

chemSHERPA 基本情報の必須項目:

入力欄	必須項目
伝達事項	成分情報、及び遵法判断情報
エリア	IEC62474

## 5.2. 含有情報の根拠資料

取引先様は、必要に応じて、含有情報を示した文書を根拠資料として収集する。次の文書を例示する。

1. chemSHERPA-AI(成形品の伝達情報)
2. chemSHERPA-CI(化学品の伝達情報)
3. 適合宣言書
4. 化学成分の分析・試験結果
5. SDS(安全データシート)
6. 材料証明書(ミルシート等)
7. その他の含有情報を示す文書

## 5.3. 含有情報の把握

取引先様は、含有情報を自社の責任で合理的な手段により把握する。次の方法を例示する。

1. 社内、及び社外の分析装置で測定
2. 構成部材の仕入先へ調査
3. 原材料の仕様や文献等から自社で判断

## 5.4. 含有情報の報告

取引先様は、リンナイに対して、含有情報を本項で定める方法により報告する。

1. リンナイグループ取引先ポータルサイト R-LINE を通じて chemSHERPA を提出  
URL: <https://r-line.rinnai.co.jp/>
2. その他リンナイの指定する方法

#### 5.5. 不適合の報告

本指針で定める基準に適合しない場合、取引先様からリンナイへ報告する。  
取引先様は、リンナイの発注部門の担当者へ報告し、双方で対応を協議する。

#### 5.6. 含有情報の変更

過去に報告した含有情報に変更が生じる場合は、取引先様から事前にリンナイへ報告する。  
取引先様は、リンナイの発注部門の担当者及び、環境部へ報告する。

## 6. 参照法規制

### 6.1. 使用禁止物質

規制国	番号	法規制等の名称(該当条項または物質リスト名)	略称
日本	1	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (第1種特定化学物質)	化審法
	2	労働安全衛生法 (第五十五条 製造等の禁止)	労安法
	3	建築基準法 (第二十八条の二 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)	建築基準法
	4	日本産業規格、及び日本農林規格で定めるホルムアルデヒド放散量、及び放散速度の等級	JIS/JAS-F
	5	資源の有効な利用の促進に関する法律 (第二条第十項の指定再利用促進製品に対して定める含有物質管理要件)	資源有効利用促進法
	6	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (特定物質・特定物質代替物質)	オゾン層保護法
EU	7	指令 2011/65/EU (附属書 II)	RoHS 指令
	8	指令 94/62/EC (Article 11: Concentration levels of heavy metals present in packaging)	包装材指令
	9	規則(EC) No 1907/2006 (附属書 XVII)	REACH 規則
	10	規則(EC) 2019/1021 (附属書 I)	POPs 規則
	11	指令 2006/66/EC (Article 4: Prohibitions)	電池指令
米国	12	特定州 有害物包装材規制	包装材規制
	13	特定州 塩化リン酸エステル系難燃剤規制	リン系難燃剤
	14	特定州 臭素系難燃剤規制	臭素系難燃剤
	15	カリフォルニア州 Health and Safety Code (HSC) (Section 116875 から 116890: ARTICLE 4. Lead Materials)	カリフォルニア鉛
	16	有害物質規制法	TSCA
台湾	17	商品検査法 (CNS 15663 第5節「含有表示」102年度版)	台湾 RoHS
中国	18	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (第三条第五項 有害物質)	中国 RoHS
その他	19	リンナイのお客様が指定する物質	-

## 改訂履歴

制定	2004年8月30日	第1版
改訂	2011年4月20日	第2版
	2012年7月2日	第3.0版
	2018年4月1日	第4版
	2019年7月29日	第4.1版
	2021年1月20日	第4.2版
	2021年4月13日	第4.3版
	2022年7月1日	第4.4版
	2023年9月15日	第4.5版
	2024年6月24日	第4.6版

### 第4.6版の主な改訂内容

関連法規制改正等に伴い、以下の通り改訂する。

### 3.環境管理物質 使用禁止物質の追加

第4.5版	第4.6版(今回)
新規追加	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP3:1)
	デクロランプラス(DP)
	UV-328

※その他誤記訂正

### 4.1. RoHS 指令(附属書 III)に基づく除外用途

#### 除外用途の期限更新

### 4.2. その他の除外用途の追加及び削除

番号	物質群名	第4.5版	第4.6版(今回)
33	ペルフルオロヘキサンスルホン酸、その塩及び関連物質(PFHxS)	リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる PFHxS	削除
34	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP3:1)	追加	リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる PIP(3:1)
35	デクロランプラス(DP)	追加	リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれるデクロランプラス
36	UV-328	追加	リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる UV-328

発行

生産本部 購買部

454-0802 愛知県名古屋市中川区福住町 2-26

品質保証本部 環境部

454-0806 愛知県名古屋市中川区澄池町 15-10

[rscope@rinnai.co.jp](mailto:rscope@rinnai.co.jp)